

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市財務部契約課

## 入札制度の一部改正等について

令和8年度の佐世保市が発注する建設工事等の入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

## 記

## 1 令和8年度格付け等級区分及び発注基準額について

## (1) 令和8年度格付け等級区分表 ※下線部分が改正箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	1億5,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点～899点	1,000万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点～799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
<u>管</u>	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—
<u>水道施設</u>	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	659点以下	1,000万円未満	—	—
<u>上下 水道土木</u>	A	—	3,500万円以上	—	—
	B	—	3,500万円未満	—	—

(\*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

※ 登録工種「水道管」の段階的廃止に伴う経過措置が令和8年3月31日に終了することに伴い、令和8年度からは、経過措置期間に暫定工種としていた、上下水道施設は「**水道施設**」、水道土木は「**上下水道土木**」とし、また、建築管についても「**管**」に見直します。

●格付期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（年間固定）

※令和8年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

(2) 令和8年度発注基準額 ※下線部分が改正箇所です。

	土木	建築	電気	管
A	3,500 万円以上	6,000 万円以上	1,500 万円以上	1,500 万円以上
B	3,500 万円未満 <u>1,500 万円以上</u>	6,000 万円未満 1,000 万円以上	1,500 万円未満	1,500 万円未満
C	<u>1,500 万円未満</u>	1,000 万円未満	—	—

	舗装	水道施設	上下水道土木
A	250 万円以上	1,200 万円以上	3,500 万円以上
B	250 万円未満	1,200 万円未満	3,500 万円未満

2 制限付き一般競争入札における入札参加要件の変更について

設計金額 3,500 万円以上（建築は 6,000 万円以上）の工事は、原則、一般競争入札で発注しており、落札後 2 か月間は同一工種へ入札参加できない制限を設けています。

しかし、近年は、不調不落対策として、河川改良工事、指名競争入札で落札に至らなかった工事等を、3,500 万円未満でも一般競争入札で発注しており、その結果、「3,500 万円未満の工事を落札後、2 か月間の参加制限により、3,500 万円以上の工事へ参加できない」というケースが生じていることから、今般、このケースに限り、落札後 2 か月以内であっても参加できるよう本制限を見直します。

●設計金額 3,500 万円未満の工事を落札した場合の取扱い

改正前	改正後
設計金額 3,500 万円以上の工事の入札に、 <u>2 か月間参加できない</u>	設計金額 3,500 万円以上の工事の入札に、 <u>参加できる</u>

3 水道施設工事（旧上下水道施設）及び下水道管路施設更生工事の発注方法見直しについて

指名競争入札で実施している水道施設工事（旧上下水道施設工事で、設計金額 200 万円超 3,500 万円未満の案件）、及び下水道管路施設更生工事について、原則として制限付き一般競争入札により発注します。

改正前	改正後
指名競争入札	制限付き一般競争入札

#### 4 監理技術者等の専任義務の緩和について

建設業法第26条第3号第1号（専任特例1号）、及び第2号（専任特例2号）の配置、並びに営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者をいう。）又は経營業務の管理責任者が現場技術者（主任技術者又は監理技術者）を兼務する場合の取扱いについて、本市の運用を定めましたので、市ホームページをご確認ください。

- 市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約事務に関する取扱いなど

<https://www.city.sasebo.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/kensetsukoji/toriatsukai/index.html>

#### ≪改正の適用時期について≫

- 1～4は、令和8年4月1日以降に発注を行う案件から適用します。  
※4については、既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能です。

#### ≪関係要綱等について≫

上記の改正内容に係る関係要綱等については、後日、市ホームページに掲載いたします。

- 市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/zaimu/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

契約課（工事担当） TEL：0956-24-1111（内線3207～3208） FAX：0956-25-9624 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp
---------------------------------------------------------------------------------------------------